

## 個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について（国土交通省）

## 2. 建設業法

- ① 現行の建設業法においては、事業承継に関する規定は整備されておらず、相続、譲受いずれの場合であっても、事業を承継する者は新たに建設業の許可を取得する必要がある。
- ② 現在、建設企業においては、年間8,000件前後の休廃業・解散が発生しており、また、建設業の経営者の高齢化が進む中で、特に小規模建設企業において後継者問題が経営上の課題として高まっている。
- ③ このような中、本年6月に中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめにおいて、円滑な事業承継のため、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力に発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討すべきことが示された。
- ④ 当該とりまとめを受け、現在建設業法を改正し、事業承継に関する規定を整備する検討を進めているところ。

## （承継規定の整備内容について）

許可に係る建設業の譲渡し、譲受け、相続、建設業者たる法人の合併、分割について承継の規定を設けることを検討している。

(参考)

○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成30年6月22日）（抄）

## Ⅱ. 担い手の確保の取組を強化するために当面講ずべき措置

### 4. 地域建設業の持続性確保

#### （2）建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

##### ②円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

###### 【現状・課題】

現在、建設企業においては、年間8,000件前後の休廃業・解散が発生しており、また、建設業の経営者の高齢化が進む中で、特に小規模建設企業において後継者問題が経営上の課題として高まっている。建設業の事業承継については、「建設産業政策2017+10」において、地域力の強化の施策の一つとして、「円滑な事業承継に向けた環境の整備」が提言されているところであり、今後、地域の建設企業が後継者問題を理由として廃業することなく、必要に応じて円滑に事業承継ができるよう、必要な環境整備を行うことが重要である。

円滑な事業承継にあたっては、贈与税や相続税に係る税制特例や窓口相談等のソフト的な支援など、総合的な取組が必要であるが、建設業許可に関しても、建設企業が吸収合併等により事業承継を行う際、許可に空白期間が生じるなどの課題に対応する必要がある。

###### 【対応の方向性】

事業承継時において建設業許可等の空白期間を短縮するため、例えば、事業承継効力発生前等、申請までの間の事前確認手続を整備（通知により明確化）することにより、申請から許可取得までの期間を短縮する方策について検討すべきである。さらに、例えば、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討すべきである。

あわせて、例えば、建設企業を対象とした事業承継に関する相談窓口を設置するなど、きめ細やかな施策についても検討すべきである